平成29年度 第3回 北海道大規模小売店舗立地審議会第1部会 議事録

- 1 日 時 平成29年10月6日(金) 午前10時30分~午前11時35分
- 2 場 所 北海道庁別館5階大会議室
- 3 出席者
- (1)委員及び特別委員

部 会 長 大 平 義 降(北海学園大学経営学部教授)

特別委員内田賢悦(北海道大学大学院工学研究院准教授)

特別委員 齋 藤 健一郎(小樽商科大学准教授)

特別委員 紺 野 裕 乃((一社)北海道開発技術センター 上席研究員)

特別委員 山 岡 俊 勝 (元 岩見沢市建設部長)

(2) 事務局

石狩振興局産業振興部商工労働観光課長 坂 下 健 一石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長 山 本 輝 明石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任 斎 藤 尚 子空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任 木 村 雅 暢後志総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事 松 尾 将 志

(3) オブザーバー

経済部地域経済局中小企業課 主幹(商業) 作 山 誠経済部地域経済局中小企業課 商業グループ調査員 高 橋 豊

- 4 傍聴者 なし
- 5 審議事項
- (1) 「コープさっぽろ ふかがわ店」(深川市)に係る法第5条第1項(新設)の届出について
- (2)「サッドラ岩内清住店」(岩内町)に係る法第5条第1項(新設)の届出について

6 発言要旨

- (1) 事務局から「コープさっぽろ ふかがわ店」に関する届出について、届出の概要説明及び9月8日に行った事前説明内容の再確認を行った後、次の質疑、発言があった。
 - ア 事前説明における確認内容
 - ・北海道旭川方面深川警察署交通課からの②に対する届出者の対応が左折誘導の看板を設置する事についてドライバーに遵守させるのか。
 - (回答)出入口2箇所の右折出庫を抑制する左折誘導の看板を設置する件について、あくまで道路交通状況判断が劣る高齢者に対して、左折することで接触事故を減らす措置で有り、ドライバーの道路交通状況の判断で右折することは問題無い。

イ質疑、発言

(委員 A) 新設場所は「深川市地方卸売市場」となっているが、市場はどうなるのか。

(事務局) 市場は既に廃止しており、コープさっぽろふかがわ店は老朽化に伴う隣接地からの移転新設となっている。

(部会長) 了解した。他に発言はないか。

(全員) なし

(部会長) 意見等がなければ、「コープさっぽろふかがわ店」の新設の届出について、答申文案のとおり答申することで良いか。

(全員) 異議なし

(部会長) 別紙のとおり答申することに決定する。

(2) 事務局から「サッドラ岩内清住店」に係る届出について、届出の概要説明及び事前説明 内容の再確認を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事前説明における確認内容

- ・予測地点3(a2、a2')は北海道岩内保健所が設置されているが、夜間(午後10時から午前6時まで)は閉庁しているため、騒音の影響はほとんど無いと考えられるが、予測地点3で夜間の騒音レベルの最大値の予測及び評価を行っている意図は何か。
- (回答)騒音の予測地点は建物の周囲4方向からそれぞれ接近した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外で予測することとなっているため、予測・評価を行う必要があると考える。
- 「指針に基づく廃棄物保管施設容量の算定」において、生ごみ等が発生すると算定されているが、生ごみとはどのような物が発生すると想定されるか。

また、「指針に示された内容に係る参考資料」の「(5)調理臭や悪臭の発散防止に関して配慮した事項」で悪臭は発生しないとしている根拠及び悪臭の具体的な対策方法は何か。

- (回答) サツドラの店舗で扱っている食品は、日配食品、加工食品、ドライ食品であり、賞味期限切れの商品が発生した場合に廃棄するものについて「生ごみ」として取り扱う。 なお、商品はパッケージ化されているため、悪臭は発生しない。また、店舗内で調理を行わないため、調理臭は発生しない。としている。
- ・冷凍機及び排気①の夜間の音源ごとの騒音レベル最大値について、大規模小売店舗立地法についての解説(第4版)の指針解説(p.115)に基づき、予測・評価を行っているが、冷凍機及び排気は定常騒音のため、上記指針解説の「例えば、自動車走行音などの騒音の最大値が瞬間的に敷地境界線における基準値を若干超える場合」に該当しないため、敷地境界での騒音レベル最大値について、予測・評価を行う必要はあるか。

また、「若干超える場合」とはどの程度の基準で判断しているのか。

(回答) 夜間における騒音発生が見込まれる場合、発生する音源ごとに騒音レベルの最大値を予測することとしており、定常騒音の場合は「騒音レベル」、変動騒音及び衝撃騒音の場合には「騒音レベルの最大値」を予測する。

冷凍庫及び排気については定常騒音のため、本来「騒音レベル」のみの予測となるが、道では全ての騒音について敷地境界での予測・評価を行い、基準値を超えた場合は直近住居等の屋外での予測・再評価を行うこととしている。

また、「若干超える場合」については、明確な基準を設けられていないため、道では敷地境界での予測結果が規制基準値を上回った場合に、住居等の壁際での規制基準値を予測し、再評価を行うこととしている。

イ質疑、発言

(委員 A) 事前説明での質問に対する回答が解りづらいのでもう一度伺うが、疑義(1) の立地可能な住居等の屋外で予測することとなっているが、「住居等」とは具体

的には何があるのか。また、それは道の取扱いとして統一されているものであるか。

- (事務局) 大規模小売店舗立地法についての解説等(第4版)のP361問4に「住居等」の説明が記載されており、住居の他、病院や学校、保育所、図書館等が想定される。とある。
- (委員 A) 数年前の審議案件で、保育所が夜間から外されていた案件があったと思うが、 道としてどのように線引きしているのか。統一した方が良いのでは。

(事務局) 了解した。

- (委員 B) 繰り返しになるが、再度確認したい。夜間における騒音発生が見込まれる場合の予測・評価方法について、大規模小売店舗立地法についての解説(第4版)の指針解説(p.115)では「例えば、自動車走行音などの騒音の最大値が瞬間的に敷地境界線における基準値を若干超える場合」の「若干越える」という曖昧な表現があるが、道では「若干」について、書面等により定めているか。
- (事務局) 道で書面等により具体的な予測・評価方法を定めたものはないが、全ての騒音について、敷地境界線における基準値を超えた場合は、直近住居等の壁際での予測・再評価を行うこととしている。

(部会長) 了解した。他に発言はないか。

(全員) なし

(部会長) 意見等がなければ、「サツドラ岩内清住店」の新設届出について、市町村意見、 指針等を勘案した結果「意見なし」とし、別添のとおり答申することで良いか。

(全員) 異議なし

(部会長) 別添「サッドラ岩内清住店」のとおり答申することに決定する。

- (3) その他 委員より「北海道の取扱い」について意見があった。
 - ・他の審議会との情報共有、審議する側への申し送り等のため、北海道の取扱いについては、文書化した方が良いのではないのか。

7 会議資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、議事録(概要版)に添付のとおり。